

# 医療法人社団こうかん会 個人情報管理規程

## 第一章 総則

### 〈目的〉

第1条 本規程は、医療法人社団こうかん会における個人情報の取扱に関する基本的事項を定めることにより、事業等の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### 〈用語の定義〉

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「個人情報」とは、生存する特定の個人を識別することができる情報（個人識別符号も含む）であり、医療法人社団こうかん会が業務上取り扱うすべてのものをいう。
- ② 「個人識別符号」とは、DNA情報、声紋など身体の一部の特徴をデジタル化したものや、個人番号（マイナンバー）や被保険者番号などサービス利用や書類で利用者を識別できるものをいう。
- ③ 「要配慮個人情報」とは、思想、信条、宗教、人種、病歴、犯罪の経歴、身体的傷害の有無や健康診断結果等不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報をいう。
- ④ 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにした情報をいう。
- ⑤ 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- ⑥ 「従業者」とは、以下の者をいう。  
医師、看護職員、医療技術職員、事務職員、派遣社員、パート社員およびアルバイト社員等、直接間接に医療法人社団こうかん会（以下当法人）の指揮監督を受けて当法人の業務に従事している者、及び、委託契約にて当法人の業務に従事している者をいう。
- ⑦ 「基本方針」とは、別途定める「医療法人社団こうかん会における個人情報保護に関する基本方針」をいう。

第3条 本規程の適用対象は、当法人に所属する下記医療機関とする。

- ① 日本鋼管病院
- ② こうかんクリニック
- ③ 水江診療所
- ④ こうかん訪問看護ステーション

## 第二章 個人情報の管理体制

### 〈個人情報総括管理責任者、個人情報管理責任者〉

#### 第4条

- ① 当法人は個人情報の管理に関する総括責任者（本規程において個人情報総括管理責任者という）1名を設置する。個人情報総括管理責任者は基本方針に基づき各種施策を推進するとともに、「医療法人社団こうかん会個人情報保護方針」を公表しなければならない。
- ② 当法人の個人情報総括管理責任者は、医療法人社団こうかん会理事長とする。
- ③ 当法人は、第3条に定める医療機関単位に個人情報の管理に関する責任者（本規程において「個人情報管理責任者」という）を設置する。
- ④ 個人情報総括管理責任者及び個人情報管理責任者の義務は、本章・第三章・第四章・第五章及び第六章に定めるところによる。

### 〈病院システム管理責任者〉

#### 第5条

- ① 当法人で使用されている医療情報、及び個人情報を扱う全ての情報処理装置、及び情報保存電子媒体に対し、個人情報を適切に管理し、取り扱うための管理責任者（本規程において「病院システム医療情報管理責任者」という）を置く。
- ② 病院システム医療情報管理責任者は個人情報総括管理責任者が任命する。

- ③ 病院システム医療情報管理の詳細は「病院システム医療情報管理規定」に定める。

#### 〈個人情報保護委員会〉

##### 第6条

- ① 個人情報保護の方針策定やその継続的改善に関し、当法人全体の活動を主管する委員会（本規程において「個人情報保護委員会」という）を設置する。
- ② 個人情報保護委員会が必要な都度開催し、個人情報保護に関する重要な事項や改善すべき諸運営・諸施策について検討し、見直しを行う。なお、事故が発生した場合には原因を追求するとともに再発防止を図る。
- ④ 個人情報保護委員会の委員長は個人情報総括管理責任者とする。また、委員会のメンバーは「個人情報総括管理責任者」、各「個人情報管理責任者」、「病院システム医療情報管理責任者」「当法人事務局長」とする。

#### 〈個人情報保護小委員会〉

##### 第7条

- ① 当法人は第6条に定める「個人情報保護委員会」の業務をスムーズに遂行するために下部組織として「個人情報保護小委員会」を設置する。
- ② 個人情報保護小委員会は四半期ごとに開催し、監査結果や社会情勢・当法人の経営環境に照らして、個人情報保護に関する改善すべき諸施策や諸運営を行う。
- ③ 個人情報保護小委員会の委員長は医師（副院長）から、小委員会のメンバーは各部門から個人情報総括管理責任者が任命する。
- ④ 個人情報保護小委員会の委員長は適宜、個人情報保護委員会に活動報告を行う。

### 第三章 個人情報の取扱

#### 〈個人情報の利用目的の特定〉

##### 第8条

個人情報総括管理責任者は、個人情報の利用目的を予めできる限り具体的に特定しなければならない。

#### 〈個人情報の利用・取得〉

##### 第9条

- ① 従業者は、個人情報管理責任者から事前の了承を得ることなく、利用目的を超えて個人情報を利用してはならない。
- ② 従業者は、個人情報を取得する際、その利用目的を本人に通知または公表しなければならない。ただし、予めその利用目的を公表している場合、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合、その他個人情報保護法等に定める場合を除く。
- ③ 従業者は、予め本人の同意を得た場合、その他個人情報保護法等に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。
- ④ 個人情報管理責任者は、前項の利用目的を変更したときは速やかにその旨を本人に通知または公表するとともに、当該部署の従業者に対し周知しなければならない。
- ⑤ 従業者は、偽りその他不正の手段によって個人情報を取得してはならない。

#### 〈個人情報の保有〉

##### 第10条

- ① 個人情報管理責任者は、前条に従い取得した個人情報の内容を把握するとともに、その内容の正確性の維持、漏洩・毀損の防止等、適切な管理の下で当該個人情報を保有しなければならない。特に要配慮個人情報の管理および取扱にあたっては、当該個人情報を取り扱う従業者の限定等を行うとともに、必要に応じ記録媒体の存する場所の施錠保管等、厳格な管理を行わなければならない。

- ② 個人情報管理責任者は、前条に従い取得した個人情報に関し、その利用目的を本人の知り得る状態に置かなければならない。
- ③ 個人情報管理責任者は、保有する個人情報が業務上不要となった場合、速やかに当該個人情報を本人に返還し、または適切な方法での廃棄処分をしなければならない。
- ④ 個人情報管理責任者は、取得した個人情報を他の部署と共同で利用する場合、当該他部署の個人情報管理責任者との間で、共有する個人情報の管理及び取り扱いについて確認し、円滑な連携を図るものとする。

#### 〈個人情報の第三者への提供〉

##### 第 11 条

従業者は、予め本人の同意を得た場合、次条に定める場合、及びその他個人情報保護法等に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。但し、第 12 条に定める委託先を除く（以下同）。

#### 〈オプトアウト〉

##### 第 12 条

個人情報管理責任者は、個人情報の取得に際し、次の各号に掲げる事項について予め本人に通知する。

1. 第三者への提供を利用目的とすること
2. 第三者に提供される個人情報の項目
3. 第三者への提供の手段、または方法
4. 本人の請求に応じて第三者への提供を停止すること

また、本人が容易に知りうる状態に置いているときは、本人からの請求に応じて提供を停止することを条件として、第三者に提供することができる。

但し、次にあげる利用目的については、特に患者本人からの申し出がない限り適切な医療サービスを提供するうえで必要な範囲において、患者の個人情報を外部の第三者に提供することがある。

- ・適切な医療サービスの提供のため、外部との情報共有が必要な場合
- ・他の医療機関の専門的な医師の意見や助言を求める場合
- ・紹介元の医療機関への報告のため
- ・他の医療機関への紹介のため
- ・他の医療機関、診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携を要する場合
- ・患者家族への病状説明のため
- ・健診サービスにおける企業や市町村等契約期間への結果通知のため
- ・審査支払機関へのレセプトの提出と審査支払機関保険者からの照会への回答のため
- ・一部の検体検査業務の委託・その他の業務委託
- ・看護学生等の実習協力のため

#### 〈匿名加工情報の作成〉

##### 第 13 条

匿名加工情報を作成する場合は、法令に定める基準に従い、特定の個人を識別出来ないように加工し、元の情報に復元できないようにする。

#### 〈委託先の監督〉

##### 第 14 条

個人情報管理責任者は、個人情報の取扱を利用目的の範囲内で社外に委託するときは、委託先（医療サービスを提供するにあたり、業務の一部を委託している外部業者を指す）における個人情報の安全管理体制が十分であるかを確認し、委託先の義務及び責任範囲等を明確に定めた契約を締結しなければならない。この場合に個人情報管理責任者は、委託先が当該契約に従った個人情報の安全管理体制を維持していることを随時確認するとともに、適切な監督をしなければならない

## 第四章 本人からの請求等への対応

〈問合せ窓口の設置〉

### 第15条

- ① 個人情報総括管理責任者は、第9条に従い取得した個人情報の取扱いに関する本人からの問合せ(苦情を含む)の申出先(本規程において「問合せ窓口」という。)を設置しなければならない。
- ② 個人情報管理責任者は、前項に基づいて設置された問合せ窓口を、本人の知り得る状態に置かなければならない。
- ③ 個人情報管理責任者は、保有する個人情報の取扱いについて、本人からの問合せ(苦情を含む)を受けたときは遅滞なく内容を確認し、適切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- ④ 各医療機関の問合せ窓口は以下とする
  1. 日本鋼管病院 こうかん会 事務局 総務室
  2. こうかんクリニック こうかん会 事務局 総務室
  3. 水江診療所 水江診療所 事務室
  4. こうかん訪問看護ステーション こうかん訪問看護ステーション 事務担当

〈本人からの請求への対応〉

### 第16条

- ① 個人情報管理責任者は保有する個人情報のうち、当法人が開示・訂正等の権限を有する個人情報(本条において「保有する個人情報」という)について、本人から利用目的の開示の請求を受けたときは、本人であることを適切な方法で確認した上で、速やかにその内容を本人に通知しなければならない。但し内容を本人に通知することにより、当法人の業務に著しい支障をおよぼすおそれがある場合、当法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合、その他個人情報保護法等が定める場合はこの限りではない。
- ② 個人情報管理責任者は、保有する個人情報について本人から内容が真実でないとの理由により、訂正・追加または削除の請求を受けたときは、速やかに必要な調査およびその結果に基づく適切な対応を行い、その対応内容を本人に通知しなければならない。
- ③ 個人情報管理責任者は、保有する個人情報について本人から目的外利用または不正取得を理由に利用停止または消去の請求を受けたとき、または不正に第三者提供されているとの理由で利用停止の請求を受けたときは、速やかに必要な調査およびその結果に基づく適切な対応を行い、その対応内容を本人に通知しなければならない。
- ④ 個人情報管理責任者は、前3項の請求に係る個人情報を保有していないときは、速やかにその旨を個人情報総括管理責任者に報告しなければならない。この場合に個人情報総括管理責任者は、直ちに各個人情報管理責任者が当該個人情報を保有しているか否かを確認するとともに、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
  1. 当該個人情報を保有していることを確認した場合は、当該個人情報管理責任者に対して本人から前3項の請求があったものとみなし、当該個人情報管理責任者にこれらの規程に従った措置をとらせなければならない。
  2. いずれの部署においても当該個人情報を保有していないことを確認した場合は、速やかに本人に対してその旨を通知しなければならない。

## 第五章 診療情報の提供・開示について

〈目的〉

### 第17条

診療情報の提供、及び開示は医療提供者の重要な責務であり、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、従業者の診療情報の提供等に関する役割や責任の内容の明確化・具体化を図るものである。医療提供者と患者とが診療情報を共有することにより、従業者と患者等とのより良い信頼関係を構築し、より質の高い開かれた医療を目指すことを本規定の目的とする。

(定義)

第18条

- ①『診療情報』とは、「診療の過程で患者の身体状況・病状・治療等について従業者が知り得た情報」を指す。
- ②『診療記録』とは、「診療記録（医師の記載部分）」・「処方せん」・「手術記録」・「看護記録」・「検査所見記録」・「X線写真」・「紹介状」・「退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約」・「患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録」・「その他の診療の過程で患者の身体状況・病状・治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録」等、診療に関する諸記録を含むものを指す。
- ③『診療情報の提供』とは、診療の経過において「口頭による説明」・「説明文書の交付」・「診療記録の開示」等具体的な状況に即した適切な方法により、患者に説明することをいい、臨床の現場において医師と患者の信頼関係において行われるものである。
- ④『診療情報の開示』とは、患者等の求めに応じ、診療記録の閲覧あるいは謄写させることをいう。

(提供および開示する診療情報の範囲)

第19条

提供する診療情報の範囲については、第16条に定める診療記録とする。ただし、診療に伴う教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する診療情報の範囲に含まないものとする。

(情報提供に際して)

第20条

従業者は、患者等にとって理解を得やすいように、「口頭による説明」・「説明文書の交付」・「診療記録の開示」等、具体的かつ適切な方法により懇切丁寧に診療情報を提供するように努めなければならない。

(守秘義務)

第21条

従業者は、患者の同意を得ずに患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、その守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないことに留意しなければならない。

(診療情報の開示に関する規程の整備)

第22条

個人情報総括管理責任者は、診療記録の開示手続き等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制を含めて院内掲示を行うなど、患者に対しての周知徹底を図らなければならない。

(診療記録の開示)

第23条

従業者は、患者等が診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。また、診療記録の開示の際に患者等が補足的な説明を求めたときは、従業者はできる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

(開示の申請者)

第24条

- ① 診療情報の提供および開示は、司法および行政の執行に伴う場合と、患者本人からの申請に基づいて患者本人への提供あるいは開示を原則とする。
- ② 診療情報の開示は、患者本人からの申請に基づいて患者本人への開示を原則とする。  
この項での本人とは以下のものを云う  
・患者が成人であり合理的判断ができる場合 …【患者本人】

- ・患者が成人であり、合理的判断を下せない状態にある場合  
...【法定代理人、現実に患者の世話をしている親族、またはそれに準ずる縁故者】
- ・患者が未成年であり、合理的判断が下せない状態にある場合 ...【法定代理人】
- ・患者が未成年で、合理的判断が下せる場合 ...【患者本人と法定代理人の連名申請】

本項について上記を原則とするが、満 15 才以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認める。この場合、連名で申請できない理由を記載のうえ申請する。

- ③ その他下記のものについても開示を認めることとする。
- イ) 本人が死亡している場合は、直系 3 親等以内の親族
  - ロ) 法および行政の執行に伴う機関からの依頼（嘱託）によるもの
  - ハ) 本人の「カルテ開示に関する委任状」を持参した第三者

#### (開示の拒否)

##### 第 25 条

診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、上記申請者の資格を充たしていても診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことがある。

- ・患者本人が合理的判断を下せない状態にある場合
- ・診療情報の提供・開示が、第三者の不利益になると考えられる場合
- ・診療情報の提供・開示が、患者の心身の状況を著しく損なうおそれがあるなど、不利益になると考えられる場合
- ・上記三項のほか、診療情報の提供あるいは開示を不相当とする相当の事由が存する場合

#### (他の医療機関からの診療情報の提供依頼)

##### 第 26 条

- ① 他の医療機関からの診療情報提供の請求を受けた従業者は、患者の同意を確認したうえで診療情報を提供するのを原則とするが、それが患者の診療のために必要であると主治医が認めた場合には、個人情報管理規定第 11 条により、他の医療従事者への診療情報の提供を行うことが出来る事とする。

#### (診療情報の開示の方法等)

##### 第 27 条

- ① 診療情報の開示を受けようとする者は、当法人が定めた書式に従い、窓口である担当者を介して、個人情報総括管理責任者であるこうかん会理事長に申請するものとする。  
ただし、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申請する理由が記載されていなくても、診療情報の開示を行うものとする。
- ② 申請の際には申請者が第 22 条に定める者に適していることを証明するものとし、慎重にこれを確認した上で申請書を受理する。
- ③ 申請書を受理した担当者は、開示する診療情報の範囲及び診療情報を開示する対象者が適正か否かについて確認したうえ、当該患者に関する診療情報を開示することについて問題があるか否か、主治医の決裁を仰いだうえ（但し、入院カルテの開示・閲覧等については、併せて看護部長の決裁を仰ぐ）、理事長の最終決裁とし、担当者はその結果を速やかに申請者に通知するものとする。
- ④ 診療情報の開示は、閲覧、または閲覧及び謄写によることを原則とする。閲覧には情報システムのモニター等の閲覧を含む。謄写には当法人が認可した場合にのみ電子媒体での提供を許可する。
- ⑤ 開示する診療記録の閲覧または謄写は当法人が指定する場所において行い、患者からの求めがあれば、医師はその記載内容について説明するものとする。
- ⑥ 診療記録原本および許可されている場合を除いた電子媒体の情報は院外へ送信あるいは持ち出すことは禁止する。
- ⑦ 個人情報保護の観点から、診療情報の開示を受ける者に対し、当該情報の管理を慎重に行うよう注

意を促すものとする。

(診療情報の提供および開示に必要な費用)

#### 第 28 条

診療記録の閲覧及び謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとし、その詳細は別途定める「開示に伴う料金一覧」に準ずる。

(申込み窓口の設置)

#### 第 29 条

各医療機関の申込み窓口は以下とする

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 1. 日本鋼管病院         | こうかん会 事務局 医事室       |
| 2. こうかんクリニック      | こうかん会 事務局 医事室       |
| 3. 水江診療所          | 水江診療所 事務室           |
| 4. こうかん訪問看護ステーション | こうかん訪問看護ステーション 事務担当 |

## 第六章 漏洩等の対応、教育研修、内部監査、懲戒等

(個人情報漏洩等の対応)

#### 第 30 条

- ① 従業者は、個人情報の不適切な取得・保有・利用、または漏洩・毀損の事実を発見したときは、直ちに個人情報管理責任者にその内容を報告しなければならない。
- ② 個人情報管理責任者は、前項に基づく報告を受けたときは、直ちに個人情報総括管理責任者にその内容を報告するとともに、必要な調査およびその結果に基づく適切な対応を行わなければならない。
- ③ 前項に基づき個人情報に漏洩・毀損のおそれがあり、また漏洩・毀損したと認められる場合、個人情報総括管理責任者および個人情報管理責任者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(教育研修)

#### 第 31 条

- ① 個人情報総括管理責任者は、従業者に対し個人情報保護法および各種法令等（法令等の概要、従業者の責務を含む）に関する教育研修を実施しなければならない。
- ② 個人情報管理責任者は、当該部署の業務において個人情報を取り扱う従業者に対し、必要に応じ個人情報の取扱等に関する教育研修を実施する。

(内部監査、自主点検)

#### 第 32 条

- ① 個人情報総括管理責任者は、各医療機関における個人情報の管理状況を監査する。
- ② 個人情報管理責任者は、当該部署の業務において個人情報を取り扱う従業者に対し、必要かつ適切な監督を行うとともに、当該部署における個人情報の管理状況を随時点検する。

(懲戒)

#### 第 33 条

本規程に違反した場合は、就業規則、その他に基づく懲戒の対象とする。

(改廃)

#### 第 34 条

- ① 本規程は必要の都度、見直し改定を行う。
- ② 本規程の改廃は、医療法人社団こうかん会運営会議の決定によるものとする。

(所管部門)

#### 第 35 条

本規程の所管部書は事務局総務室とする。

附則

制定	2005年 4月1日	同日施行
改正	2010年10月1日	同日施行
改正	2011年 4月1日	同日施行
改正	2011年 7月1日	同日施行
改正	2012年 4月1日	同日施行
改正	2012年11月1日	同日施行
改正	2017年10月1日	同日施行



## 開示に伴う料金一覧

(診療情報の提供および開示に必要な費用) 第28条 別掲部分

診療記録の閲覧及び謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとし、以下の料金を定める。

開示に伴う料金一覧		(消費税別)	
閲 覧	担当者のみが立ち会う場合	¥2,000	1回につき
	医師が立ち会う場合	¥5,000	1回につき
	医師が立ち会い解説を求める場合	¥10,000	1回につき
写しの交付	カルテ及び文書等のコピー	¥10	1枚につき
	X-P フィルムのコピー (CD-R を含む)	当院規定料金	
要約書の作成	入院に係わるもの	¥5,000	1入院1通につき
	外来通院にかかわるもの	¥3,000	1通につき
二者以上併用の場合		其々の料金を加算する	

以上